

労働災害防止のための対策チェックリスト

別紙 2

番号	チェック項目	結果		関係条文
		○ (非該当含む) か×	×の場合、取り組み期日	
(1) はさまれ・巻き込まれ防止				
① 機械共通事項				
1	機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の危険箇所には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けていますか。			安衛則101条
2	回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆いを設けていますか。			安衛則101条
3	通路又は作業箇所の上にあるベルトで、プーリー間の距離が3m以上、幅が15cm以上及び速度が毎秒10m以上であるものには、その下方に囲いを設けていますか。			安衛則102条
4	機械ごとにスイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力しゃ断装置を設けていますか。			安衛則103条
5	機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名していますか。			安衛則104条
6	機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、原則として機械の運転を停止していますか。			安衛則107、108条
7	紙、布、ワイヤロープ等の巻取りロール、コイル巻等で危険箇所には、覆い、囲い等を設けていますか。			安衛則109条
② フォークリフト				
8	フォークリフト等車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適合する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行っていますか。			安衛則151条の3
③ プレス機械及びシャー				
9	プレス機械及びシャーについては、原則として、安全囲いを設ける等当該プレス等を用いて作業を行う労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じていますか。			安衛則131条
10	プレス機械及びシャーについては、光線式安全装置等の安全装置を設けているものについて、作業時に有効にしていますか。			安衛則131、27条、28条
④ 工作機械				
11	研削といしについては、その最高使用周速度をこえた使用を禁止していますか。			安衛則119条
12	ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのある場合は、手袋の使用を禁止していますか。			安衛則111条
13	紙、布、金属箔はく等を通すロール機の危険箇所には、囲い、ガイドロール等を設けていますか。			安衛則144条
14	射出成形機、鋳型造形機、型打ち機等の危険箇所には、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けていますか。			安衛則147条
⑤ クレーン				
15	クレーンに係る作業を行う場合、原則として、つり上げられている荷の下への労働者の立ち入りを禁止していますか。			クレーン則29条
(2) 爆発・火災防止				
① 安全衛生管理体制等の確立				
1	法定の安全衛生管理体制の整備はなされていますか。(総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者、産業医)			安衛法10条～14条
2	安全衛生委員会を開催し、調査審議事項を議題に含めていますか。			安衛則21条～23条
3	構内下請事業場を含めて安全衛生活動を実施して、作業間の連絡調整を実施していますか。			安衛法30条の2
② 点火源対策				
4	危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所において、火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となつて点火源となるおそれのある機械等又は火気の使用を禁止していますか。			安衛則279条
5	引火性の物の蒸気、可燃性ガス又は可燃性の粉じんが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所のうち、引火性の物の蒸気又は可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所において電気機械器具を使用するときは、当該蒸気又はガスに対しその種類及び爆発の危険のある濃度に達するおそれに応じた防爆性能を有する防爆構造電気機械器具でなければ、使用を禁止していますか。			安衛則280条
6	通風等の不十分な場所での溶接等の作業時は換気していますか。			安衛則286条
7	静電気帯電防止作業服等の着用をさせていますか。			安衛則286条の2
8	立ち入り禁止の措置と表示をしていますか。			安衛則288条
9	消火設備を設けていますか。			安衛則289条
③ 避難設備、救急用具または保護具				
10	避難設備(2つ以上の出入口、直通階段、警報設備の設置・機能保持、避難設備の表示)は適切ですか。			安衛則546条～安衛則549条
11	救急用具の備え付けと点検、使用方法の周知は適切ですか。			安衛則633条
④ 作業の安全衛生対策(作業規程の作成状況)				
12	定常作業/非定常作業にかかる規程は整備していますか。			安衛則274条
13	作業方法と順序の決定とその周知は適切ですか。			
14	作業指揮者の選任とその者による作業の指揮は行われていますか。			安衛則257条
15	異常な事態に対応する規程の整備は行われていますか。その訓練は実施されていますか。			安衛則274条
16	緊急時の関係機関への連絡体制の整備とその周知は行われていますか。			
⑤ 作業の安全衛生対策(改造、周知、清掃、塗装、解体及び内部検査)等の非定常作業の安全衛生対策の実施状況				
17	作業計画の策定、関係労働者への周知は行われていますか。			安衛則275条
18	作業指揮者の選任とその者による作業の指揮は行われていますか。			安衛則275条

19	作業箇所の引火性・可燃性ガス濃度の測定は行われていますか。			安衛則275条の2
20	作業を請け負わせる場合の発注者としての措置は適切ですか。			安衛則662条の4
⑥ 安全衛生教育の実施				
21	雇入れ時等の安全衛生教育の実施（作業手順・異常事態の対応にかかる作業規程・避難訓練等も）実施されていますか。			安衛則35条
⑦ リスクアセスメントの実施				
22	リスクアセスメントの実施とそれに基づくリスク低減措置は実施されていますか。			安衛法28条の2
23	リスクアセスメント等の結果の保存、リスクアセスメントの結果について安全衛生委員会で調査審議はなされていますか。			安衛則21条
24	SDSは事業場内で周知されていますか。			安衛法101条
⑧ 化学設備				
25	化学設備及びその附属設備については、2年以内ごとに1回、定期に、安衛則276条に掲げる事項について自主検査を行っていますか。			安衛則276条
(3) 交通労働災害防止（交通労働災害防止のためのガイドラインより）				
① 交通労働災害防止のための管理体制等				
1	交通労働災害に関する管理者を選任していますか。			
2	事業場のトップが交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明をしていますか。			
3	安全衛生委員会等で交通労働災害の防止に関する事項について調査・審議していますか。			安衛則21条
② 適正な労働時間等の管理及び走行管理等				
4	次の内容を含んだ適正な走行計画を作成していますか。 ・ 走行の開始・終了の地点及び日時 ・ 拘束時間、運転時間及び休憩時間 ・ 走行に際して注意を要する箇所の位置 ・ 荷役作業の有無及び作業時間 ・ 走行経路及び経過地の出発・到着の日時の目安			
5	運転日報等（タコグラフを含む）により乗務状況を把握していますか。			
6	乗務開始前に点呼を行っていますか。			
7	荷役作業をさせる場合、次の措置をとっていますか。 ・ 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量等を確認し、十分な休憩時間を確保していますか ・ 身体負担を減少させる適切な荷役用具・設備の備え付けは実施されていますか（テールゲートリフターの設置、フォークリフトの使用など） ・ 荷が最大積載量を超えないこと、偏過重を生じさせないような積載、荷崩れ			
③ 教育の実施				
8	雇入れ時等教育において、交通法規、睡眠時間確保の必要性、飲酒による運転への影響の教育を実施していますか。			安衛則35条
9	日常教育（上記雇入れ時教育の内容、交通安全情報マップ、ドライブレコーダー記録、関係法令）を実施していますか。			
10	交通危険予知訓練を実施していますか。			
11	マイクロバス、ワゴン車等により労働者を送迎する場合、その運転手は必要な資格、技能を有する者を指名していますか。			
④ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等				
12	ポスターの掲示、標語の募集、優良運転者の表彰、交通労働災害防止大会の開催等意識の高揚を図っていますか。			
13	ヒヤリハット事例等に基づき危険箇所等を示した「交通安全情報マップ」の作成や配布をしていますか。			
⑤ 荷主・元請事業者による配慮等				
14	交通労働災害防止を考慮した適切安全な運行確保のため、荷主・元請事業者と協働して取り組んでいますか。			
⑥ 健康管理				
15	定期的に健康診断を実施していますか（雇入れ時、1年以内ごと1回、深夜労働従事者6ヶ月以内ごと1回）。			安衛法66条
16	上記の健康診断での有所見者に対し「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき適切な就業上の措置を講じていますか。			安衛法66条の5
17	長時間の時間外・休日労働に従事した労働者に面接指導を実施していますか。			安衛法66条の8
18	運転者に対して走行経路の途中におけるストレッチング、体操の実施等による運転時の疲労回復についての指導をしていますか。			
⑦ その他				
19	走行前点検を実施し、異常が認められた場合補修等の必要な措置を講じていますか。			
20	自動車にエアバッグ、ABS等の安全装置を整備するよう努めていますか。			